

吉野川市公の施設の使用料見直しに関するガイドライン Q&A

Q 1 見直しされた使用料が適用されるのはいつですか？

A 1 令和8年4月1日から新使用料での適用を予定しています。

Q 2 実際どの程度、利用者の負担が増加するのですか？

A 2 各施設とも原則、現在の使用料の1.2倍を上限として料金改定を予定しています。施設によっては以前より柔軟な貸出が可能のため一概に負担が増加しない場合もあります。

Q 3 エアコン使用時の追加料金の取り扱いはどうなるのですか？

A 3 エアコン使用時の追加料金は、今回のガイドラインでは見直しを行いません。

Q 4 定期的な見直しが5年となっていますが、今後の予定と見直しの内容は？

A 4 新使用料の適用が令和8年4月1日から予定していますが、令和8年からの3カ年の各施設の維持管理費に基づき、令和10～11年にかけて試算と見直す内容を決定して令和12年度に条例改正、令和13年4月1日から次回の見直し内容が適用される見込みです。

Q 5 現在、減免を受けている団体はどういう取り扱いになるのですか？

A 5 減免措置については、基準を統一化するため、現在減免を受けている団体は現在と同じ取り扱いとなります。